

公の施設の指定管理者の指定（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	上村まつり伝承館「天伯」 上村山村ふるさと保存館「ねぎや」
イ 所在地	(天伯) 飯田市上村753番地 (ねぎや) 飯田市上村756番地
ウ 設置年月日	(天伯) 平成9年2月28日 (ねぎや) 平成13年4月1日
エ 設置目的	重要な文化資源を収集し、保存し、伝習し及び展示することにより、山村と都市との交流を図り、もって地域の活性化を図る。
オ 施設・設備	(天伯) 木造（一部鉄骨）2階建、建築面積463.32㎡ 展示室、伝習室、会議室、事務室、倉庫ほか 敷地面積368.13㎡ (ねぎや) 木造2階建、延べ床面積311㎡ 展示室 敷地面積212.33㎡
カ 施設の写真	



上村まつり伝承館「天伯」外観



天伯ロビー



1階展示室



2階展示室



上村山村ふるさと保存館「ねぎや」 外観



1階



1階展示



2階展示

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	美術博物館
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成20年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	株式会社大空企画（非公募）
オ 現在の指定管理期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
カ 指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 展示物の観覧又は施設の利用に関する業務</li> <li>(2) 展示物の観覧又は施設の利用に係る料金に関する業務</li> <li>(3) 施設および設備の維持管理に関する業務</li> <li>(4) 自主事業に関する業務</li> <li>(5) 施設等の運営および維持管理に関する業務に付随する業務</li> </ul>

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和2年度	令和3年度	備考
日数	175日	149日	付属施設「ねぎや」を含む。
利用者数	607人	249人	
その他			

イ 利用者のニーズ・意見等	<p>利用者アンケートにおいて、施設の利用について次のような意見・感想があった。</p> <p>(1) 天伯について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係の説明が分かりやすく良い。</li> <li>・ビデオと展示解説があり良かった。</li> </ul> <p>(2) ねぎやについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昔の建物に懐かしさを感じる。</li> <li>・ゆっくりできる。</li> </ul>
ウ 利用者のメリット(利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霜月祭に対応した夜間開館など柔軟な対応や、しらびそ高原など他の観光施設との連携により、地域活性化が図ることができる。</li> <li>・同じ指定管理者が運営するしらびそ高原施設と合わせた優待利用などのメリットがある。</li> </ul>

(4) 収支の状況 (効率性)

ア 決算	令和2年度 (円)	令和3年度 (円)	備考																									
収入 (A) <table border="1" data-bbox="344 981 644 1200"> <tr> <td>施設利用料等収入</td> <td>39,900</td> <td>33,200</td> <td rowspan="4">* 付属施設「ねぎや」を含む。</td> </tr> <tr> <td>市支出の指定管理料</td> <td>2,276,000</td> <td>2,579,637</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>8,325</td> <td>7,465</td> </tr> <tr> <td>その他(臨時休業補助金)</td> <td></td> <td>307,680</td> </tr> </table>	施設利用料等収入	39,900	33,200	* 付属施設「ねぎや」を含む。	市支出の指定管理料	2,276,000	2,579,637	雑収入	8,325	7,465	その他(臨時休業補助金)		307,680	2,324,225	2,927,982													
施設利用料等収入	39,900	33,200	* 付属施設「ねぎや」を含む。																									
市支出の指定管理料	2,276,000	2,579,637																										
雑収入	8,325	7,465																										
その他(臨時休業補助金)		307,680																										
支出 (B) <table border="1" data-bbox="344 1245 644 1599"> <tr> <td>人件費</td> <td>1,419,650</td> <td>1,682,146</td> <td rowspan="8">協定書に定める大規模修繕費、建物損害保険料等は、市が支出する経費</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>30,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>402,331</td> <td>410,307</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>9,233</td> <td>10,666</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>24,000</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>112,190</td> <td>125,308</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>118,919</td> <td>125,676</td> </tr> <tr> <td>消費税相当</td> <td>206,908</td> <td>206,512</td> </tr> </table>	人件費	1,419,650	1,682,146	協定書に定める大規模修繕費、建物損害保険料等は、市が支出する経費	委託料	30,000	0	光熱水費	402,331	410,307	消耗品費	9,233	10,666	修繕費	24,000	38,000	手数料	112,190	125,308	事務費	118,919	125,676	消費税相当	206,908	206,512	2,323,231	2,598,615	
人件費	1,419,650	1,682,146	協定書に定める大規模修繕費、建物損害保険料等は、市が支出する経費																									
委託料	30,000	0																										
光熱水費	402,331	410,307																										
消耗品費	9,233	10,666																										
修繕費	24,000	38,000																										
手数料	112,190	125,308																										
事務費	118,919	125,676																										
消費税相当	206,908	206,512																										
収支 (A - B)	994	329,367																										
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	<p>民間事業者が持つ専門性、経験、実績などを活かし、自主事業を企画・実施するなど、効率的な管理運営を行うことで、経費の削減と施設の管理運営にかかわる職員の事務量の削減が図られた。</p>																											

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法 (公募・非公募)	非公募
-----------------	-----

<p>非公募の理由</p>	<p>この候補者は、上村まちづくり委員会が出資して立ち上げた会社であり、上村地域の歴史、文化をはじめ、実情に精通しており、まちづくり委員会や公民館との連携により、地域の民俗文化の伝承や地域活性化につながると見込まれるため、非公募とする。</p>
<p>イ 指定管理者が行う業務</p>	<p>上村山村文化資源保存伝習施設 指定管理者業務仕様書抜粋</p> <p>7 本事業の内容</p> <p>(1) 施設管理運営に関する事項</p> <p>① 展示物の観覧又は施設の利用の許可に関する業務</p> <p>ア 施設利用の基準等について記載した利用規定を作成し、設置者と協議し決定すること。</p> <p>(ア) 利用目的に関すること。</p> <p>(イ) 開館時間、休館日等に関すること。</p> <p>(ウ) 利用手続き、利用申請の受付等に関すること。</p> <p>(エ) 使用後の清掃、片付け等を含めた利用方法に関すること。</p> <p>(オ) その他の利用条件、利用制限及び利用の取り消しに関すること。</p> <p>イ 利用規定に基づき、利用の許可を行うこと。</p> <p>ウ 以下の場合については利用を許可しないものとし、その旨を利用規程へ位置づけること。</p> <p>(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがある場合</p> <p>(イ) 施設の建物、設備、備品、展示資料等を汚損若しくは滅失したとき又は汚損若しくは滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 飯田市上村山村文化資源保存伝習施設条例（平成17年飯田市条例第102号。以下「条例」という。）第15条に規定する事項を遵守しないとき</p> <p>(エ) その他、施設の維持管理上不適当であるとき。</p> <p>② 展示物の観覧又は施設の利用に係る料金（以下「利用料金等」という。）の額、利用料金等の納付の方法及び利用料金等の還付の方法を定め、並びに利用料金等を徴収する業務</p> <p>ア 利用料金等の額、納付の方法及び還付の方法を定めること。</p> <p>イ 利用料金等の減免の率及び方法を定めること。</p> <p>ウ 利用料金等を定めたとき及び減免の規定を設けたときは、直ちに施設内において利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>エ 利用料金等を徴収し、又は減免し並びに還付すること。</p> <p>③ 観覧者等に対し、施設及び展示資料の説明を行い、並びに所蔵する資料等を良好な状態で維持し、及び管理する業務</p> <p>ア 利用者等に施設及び展示資料の説明をすること。</p>

<p>イ 指定管理者が行う業務 (つづき)</p>	<p>イ 所蔵する資料の管理については、展示資料と同等の管理をすること。</p> <p>ウ 施設の従事者に、施設及び展示資料に対する研修及び資料の管理に関する研修を行うこと。</p> <p>④ 施設及び展示資料の維持及び管理に関する次の業務</p> <p>ア 施設、展示資料及び敷地内の清掃</p> <p>イ 飯田市美術博物館施設自主点検マニュアルに準じた点検及び報告</p> <p>⑤ 観覧者等に対し、条例第15条に規定する遵守事項を遵守させ、施設利用上のサービスを提供し、その他施設の適切な運営上必要となる措置を執る業務</p> <p>(2) 施設の利活用等に関する事項</p> <p>① 催事の開催及び施設の利活用に関する事業の実施</p> <p>② 情報発信及び集客に関する事業の実施</p> <p>③ 霜月祭の後継者育成に関する事業の実施</p>
<p>指定管理料</p>	<p>上限 2,980,000円</p>
<p>ウ 応募者数</p>	<p>1 団体</p>

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	株式会社大空企画
(イ) 代表者	代表取締役 高橋 充
(ウ) 所在地	飯田市上村754番地2
(エ) 設立年月日	平成30年12月12日
(オ) 設立目的	<p>当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊施設の経営</li> <li>2 農林畜水産物の加工販売</li> <li>3 食品調理、加工、販売</li> <li>4 飲食店の経営</li> <li>5 喫茶店の経営</li> <li>6 キャンプ場、テニス場等の経営</li> <li>7 食品加工施設等の貸付</li> <li>8 観光・農業・文化施設の管理</li> <li>9 上村地区のまちづくりに関する推進事業</li> <li>10 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>
(カ) 基本財産	資本金500万円
(キ) 役員・職員	取締役3名、 監査役1名、 職員8名

イ 選定の理由（令和4年飯田市教育委員会告示第20号）

株式会社大空企画は、上村まちづくり委員会が出資し設立された法人であり、上村地域の歴史及び文化をはじめ、実情に精通している。その知見を活用した施設の管理運営並びにまちづくり委員会及び公民館との連携と協働により、当該施設を活用した地域の民俗文化の伝承活動が推進され、地域活性化が期待できる。

## (3) 評価の視点 (適格性)

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	7.5	施設の設置目的を理解し、施設の管理運営に関する基本方針・事業計画が提案された。
イ 施設の有効活用	20	12.5	他の指定管理施設との連携による有効活用が期待できる。
ウ 利用者対応 (改善姿勢)	10	7.5	利用者ニーズの把握や管理運営状況の自己チェックにより、サービスの質を維持・向上させる姿勢が見られる。
エ 事業収支 (収支の妥当性)	10	7.5	事業計画に基づく適切な収支予算の見積りが提案された ((4)に掲載のとおり)。
オ 職員配置等の管理体制	10	7.5	業務に従事する人員について、適切な人的配置が提案された。
カ 危機管理の対応等	20	12.5	事故防止の安全対策や、事故発生時の対応が十分に検討されている。
キ 地域連携・地域貢献	20	17.5	地元まちづくり委員会・公民館と連携により、施設を活用した地域の民俗文化の伝承活動や地域の活性化につながる取組が期待できる。
合計	100	72.5	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

## (4) 提案された令和5年度の事業収支 (収支予算の見積り)

項目	金額 (円)
収入 (A)	3,020,000
指定管理業務に係る収入	3,020,000
市支出の指定管理料	2,980,000
施設利用料等収入	40,000
その他の収入	0
支出 (B)	3,020,000
人件費	1,781,000
委託料	30,000
光熱水費	558,000
消耗品費	30,000
修繕費	50,000
手数料	235,000
事務費	128,000
消費税相当分	208,000
収支 (A - B)	0

\* 消防設備点検 (法定点検) 費用は、指定管理料に含めている。